

青森県教育委員会第815回定例会会議録

- 1 期 日 平成28年12月12日（月）
- 2 開 会 午後1時30分
- 3 閉 会 午後1時47分
- 4 場 所 教育庁教育委員会室
- 5 議事目録
 - 報告第1号 議案に対する意見について
 - そ の 他 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第2回）
概要について
 - そ の 他 職員の懲戒処分状況
- 6 出席者等
 - ・出席者の氏名
豊川好司、町田直子、中沢洋子、野澤正樹、中村充（教育長）
 - ・説明のために出席した者の職
平野次長、三上次長、安田参事・教職員課長、勝野参事・学校施設課長、教育政策
・職員福利・学校教育・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長、高等学校教
育改革推進室長
 - ・会議録署名委員
中沢委員、野澤委員
 - ・書記
小館孝浩、中館大輔

7 議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(平野教育次長)

この度の案件は、県議会第288回定例会に提出された「平成28年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」ほか6件の議案について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので、御報告するとともに、同意した議案の内容について御説明する。

まず、「平成28年度青森県一般会計補正予算(第4号)案(教育委員会所管分)」について、今回の補正予算の歳出予算額は、7億8,717万2千円の増額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1,342億5,982万4千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、参考資料のとおりである。

次に、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」は、平成28年10月1日付けの人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額及び勤勉手当の成績率の引上げを行うほか、扶養手当、通勤手当等の手当額を改定するものである。

この条例のうち、扶養手当、通勤手当等の改正規定については、平成29年4月1日から施行し、その他の改正については、公布の日から施行、平成28年4月1日からの適用となる。

次に、「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」及び「青森県教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例案」は、県の一般職及び国の特別職の職員の取扱いを考慮して、教育長の期末手当の支給割合の引上げを行うもので、公布の日から施行するものである。

次に、「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、国家公務員退職手当法の改正に準じ、雇用保険法の改正により、65歳以降に雇用される者に対する雇用保険の適用や求職活動支援に係る給付内容の拡大等、失業等給付の給付内容等が変更されることに伴い、当該手当に相当する退職手当を支給できるようにするもので、平成29年1月1日から施行するものである。

次に「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、新設された「介護時間」について新たに規定するほか、介護休暇の分割取得等に係る所要の整備を行うもので、平成29年1月1日から施行するものであるが、一部の規定は平成29年4月1日から施行するものである。

次に「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大や育児休業をすることができる職員等に係る所要の整備を行うもので、平成29年1月1日から施行するものであるが、一部の規定は平成29年4月1日から施行するものである。

なお、これらの議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

その他 青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第2回）概要について

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

1の「開催状況」は御覧のとおりとなっており、2の「各地区意見交換会での主な意見」について、「(1)各地区に共通する意見」としては、

- 地域活性化という視点から、高校は地域に必要な存在である。
- 小規模であっても配置してもらいたい。

といった、現在の学校配置をできるだけ維持してほしいという意見があった一方で、

- 全てにバランス良く配置すればどうしても小規模化してしまい、高校として、生徒の成長に向けた取組や部活動に無理が生じる。
- 全ての学校を残すことも一つの方法であると思うが、平成39年度までの生徒数の大幅な減少を見据えると高校の統合も視野に入れて考える必要があると思う。

といった、生徒の進路選択や部活動等の選択肢を確保するため、一定の学校規模の確保を求める意見があった。

次に、「(2)地区ごとの学校配置に関する具体的な意見等」について、「ア 東青地区」であるが、マルの1つ目で、

- 平成34年度までに1学級規模である平内校舎を募集停止し、その後、平成39年度を見据え、拠点校における複数学科の併設を含め、高校の統合について検討が必要であると思う。

との意見があった。

次のページを御覧いただきたい。

「イ 西北地区」であるが、マルの1つ目で、

- 第1期実施計画では、連携校4校（金木高校、板柳高校、鶴田高校、鱒ヶ沢高校）を統合して3学級規模とし、木造高校を4学級規模、五所川原工業高校を3学級規模にすることが考えられる。

第2期実施計画では、木造高校を4学級規模としたまま、新設校と五所川原工業高校を統合して、普通科2学級、工業科2学級の4学級規模の学校とすることが考えられる。この前提として、深浦校舎と中里高校が存続することがある。

との意見があった。

「ウ 中南地区」であるが、マルの1つ目で、

- 黒石高校、黒石商業高校の統合については、黒石市内の中学校の生徒数を踏まえると、現状の2校体制を維持するのは難しいのではないかと。黒石高校に黒石商業高校の機能を付加するという事は非常に効果があると思う。特に情報デザイン科には弘前市からも入学すると思う。

との意見があった。

次のページを御覧いただきたい。

「エ 上北地区」であるが、マルの4つ目で、

- 六戸高校と十和田西高校の普通科の統合は考えられないか。十和田西高校の観光科を七戸高校に組み入れることは難しいのか。

との意見があった。

「オ 下北地区」であるが、マルの2つ目で、

- 総合学科と工業科は、下北地区に絶対に必要とされているため、生徒の進路選択肢の確保という観点から、大湊高校とむつ工業高校の統合を検討していくことが必要だ

と思う。

との意見があった。

次のページを御覧いただきたい。

「カ 三八地区」であるが、マルの4つ目で、

- 今後の生徒数の減少や通学環境等を踏まえると、五戸高校と八戸西高校の統合、八戸市内の普通高校の統合、三戸郡内の高校の統合による総合高校的学校の新設が考えられる。

との意見があった。

3の「今後の予定」であるが、来年1月に予定している第3回地区意見交換会において、これまでの意見をもとに、さらに意見交換を深めた上で、「地区意見交換会における主な意見」として整理したいと考えている。

この各地区の主な意見については、来年2月に教育委員会へ報告させていただくとともに、第1期実施計画（案）策定の際の参考とさせていただく。

（野澤委員）

高等学校教育改革推進室から各地区意見交換会の意見について説明を受けたが、その中身には非常に幅広い意見があったため、それを大事にしていきたい。1月の第3回地区意見交換会の前に、事前に地区意見交換会の委員に対して資料を示して意見を聞くということなので、ぜひやっていただきたい。

地区意見交換会の意見は、教職員課、学校教育課等にも関わるものもあるので、教育委員会として各課横断的に情報共有していただきたい。

（中沢委員）

第3回地区意見交換会は1月に開催するそうだが、その持ち方は。

（佐藤高等学校教育改革推進室長）

1月に開催予定の第3回地区意見交換会では、これまでに伺った意見を整理し、さらに意見交換を深めていただき、想定される様々な学校配置の効果や課題等をまとめる予定としている。

（豊川委員長）

他に何か質問、意見はあるか。なければ、青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（第2回）概要については了解した。

その他 職員の懲戒処分の状況

（安田参事）

11月に行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案であり、処分後速やかに公表を行った事案1について御説明する。この事案は、三八地域八戸市の小学校教諭が、平成28年10月2日、酒気を帯びた状態で自動車を運転したもので、当該職員に対して免職の懲戒処分を行ったものである。

（中村教育長）

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり指導の徹底を図ってきた

が、只今報告したとおり、酒気帯び運転が発生したことは、極めて遺憾であり重く受け止めている。このため、改めて、教職員の服務規律の確保について指導を徹底するよう、11月21日付けで市町村教育委員会及び県立学校へ通知したところである。

県教育委員会としては、今後も、関係機関と連携し、教職員の服務規律の厳正な確保に取り組み、学校と一丸となって、信頼される学校づくりに努めるとともに、教職員一人一人が自覚を持って、服務規律の確保に努めるよう、引き続きあらゆる機会を通して指導の徹底を図って参りたい。

(豊川委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。